

最低制限価格の算定方法について

石川県が工事予定価格（設計額）の算出にあたり、スクラップ処分益の取扱いを見直したため、本市も同様の対応とします。

このことに伴い、最低制限価格の算定方法についても下記のとおりとします。

記

1 最低制限価格の算定方法

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げるア～エの合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、ア～エの合計額からスクラップ処分益を控除した額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

但し、建築・設備工事については、直接工事費のうち、経費計上分（15%相当）は現場管理費とみなす。

(2) (1) により算出した額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

2 実施時期

平成26年5月1日以降に入札公告を行う工事から実施

【問い合わせ先】

金沢市総務局監理課

TEL：076-220-2101 FAX：076-220-2097

金沢市都市整備局都市計画課設計技術管理室

TEL：076-220-2375 FAX：076-222-5119